

## Sleep Charge サービス利用規約

この「Sleep Charge サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、西川株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する「Sleep Charge」において提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件及び当社と有料会員(有料会員とは、第 4 条規定の有料会員申請を行い、登録が認められた者をいいます。なお、有料会員になり、本サービスの申込その他の所定の手続を行うには当社が発行する nishikawaID を取得し、nishikawaID でログインする必要があります。)の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約のうち、全ての有料会員との関係で適用のある第 1 章(総則)及び第 5 章(一般規定)のほか、マットレス又は羽毛掛け布団のレンタルサービスを受ける場合に適用のある第 2 章(レンタルサービス)、新品のマットレス又は羽毛掛け布団を購入又は買取り(第 18 条 1 項で定義する「買取り」をいいます。以下同じです。)をする際に適用のある第 3 章(購入及び買取り)、掛け布団のクリーニング・保管サービスを受ける場合に適用のある第 4 章(クリーニングサービス)をお読みいただいたうえで、同意いただく必要があります。なお、本規約以外に、当社が本サービスに適用される規約を定めた場合には、当該規約についても同意いただく必要があります。

### 目次

1. 総則(第 1 条－第 5 条)
2. レンタルサービス(第 6 条－第 16 条)
3. 購入及び買取り(第 17－19 条)
4. クリーニングサービス(第 20 条)
5. 一般規定(第 21 条－第 31 条)

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(適用)

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と有料会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、有料会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する「よくある質問」(<https://sleepcharge.nishikawa1566.com/faq/>)に記載のルール(有料会員が本規約に同意した後に追加されたルールを含みます。)は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本サービスの説明等とが異なる場合は、本規

約の規定が優先して適用されるものとします。

#### 第2条(本規約の変更)

当社は、本規約の変更が有料会員の一般の利益に適合する場合、又は、当社が本規約の変更を必要とする場合であって、かつ、当該変更が本規約に係る契約の目的に反しないときのいずれかに該当する場合は、合理的な範囲で本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は有料会員に通知します。

#### 第3条(本サービスの利用)

有料会員は、当社の商品であるマットレスもしくは羽毛掛け布団のレンタル(以下「レンタルサービス」といいます。)、新品のマットレスもしくは羽毛掛け布団の購入もしくは買取り(羽毛掛け布団については買取りに限ります。)、又は、掛け布団のクリーニング・保管サービス(以下「クリーニングサービス」といいます。)の利用の申込を行うことができ、当社が当該申込を承諾した時点をもって、レンタルに係るサービス利用契約、新品のマットレスもしくは羽毛掛け布団の購入もしくは買取りに係る契約、又は、クリーニングサービスに係るサービス利用契約(以下総称して「サービス利用契約」といいます。)が成立するものとします。この場合、有料会員は、第21条に定める本サービスに係る利用料金等の支払いその他の本規約及び当社が別途定める条件に従うものとします。なお、有料会員が利用するクレジットカードにおいて、3D セキュア 2.0(EMV 3D セキュア)のパスワード等が未登録の場合、カード会社によりクレジットカードの利用が拒否された場合、その他の理由により決済が行えない場合、又は当社が正常な取引ではないと判断した場合は、申込をお断りする場合があります。

#### 第4条(有料会員登録)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「有料会員申請者」といいます。)は、本規約(第1章及び第5章、並びに、マットレスもしくは羽毛掛け布団のレンタルサービスを受け、又は、新品のマットレスもしくは羽毛掛け布団を購入もしくは買取りする有料会員申請者にあつては第2章及び第3章、掛け布団のクリーニングサービスを受ける有料会員申請者にあつては第4章を指します。)を遵守することに同意し、かつ追加の情報を当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録申請をすることができません。
2. 当社は、当社の基準に従って、本サービスの利用の登録申請を行った有料会員申請者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を有料会員申請者に通知します。なお、当社が登録の可否を判断する際に、当社は、有料会員申請者に対し、本人確認のための連絡を行うことがあります。
3. 当社は、有料会員申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サー

ビスの利用の登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 有料会員申請にあたって当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
  - (2) 有料会員申請者が、当社からのメール又は電話による連絡に応じず本人確認ができない場合
  - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (4) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じです。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
  - (5) 有料会員申請者が、過去に当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
  - (6) 有料会員申請者が、日本国の居住者でない場合又は商品の配送先として日本国外を希望する場合
  - (7) その他、登録を適当でないと当社が判断した場合
4. 未成年の有料会員申請者は、本サービスの利用に関する一切の行為につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上で、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
  5. 未成年の有料会員が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽って本サービスを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、本サービスの利用又はレンタル商品に関する一切の法律行為を取り消すことはできません。
  6. 本規約同意時の年齢が未成年であった有料会員が成年に達した後に本サービスを利用した場合、当該有料会員は本サービスに関する一切の法律行為を追認したものとみなします。
  7. 有料会員は、本サービスを、自己のために利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発など、自己利用以外の目的で利用してはならないものとします。
  8. 有料会員は、本サービスを、当社が提供する状態でのみ利用するものとし、本サービスの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはなりません。
  9. 本サービスの提供を受けるために必要な情報端末、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、有料会員の費用と責任において行うものとします。

#### 第5条(有料会員の登録情報に関する取り扱い)

1. 有料会員は、サービス利用契約に係る全ての債務を履行した後に、マイページから退

会の申込手続を行うことができます。有料会員は、当社が当該申込を承諾した時点をもって、退会するものとします。なお、nishikawaID を退会する場合は、別途所定の手続きが必要となります。

2. 当社による登録情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシー (<https://www.nishikawa1566.com/privacypolicy/>)の定めによるものとし、有料会員はこのプライバシーポリシーに従って当社が登録情報を取扱うことについて同意するものとします。
3. 有料会員の登録情報の取扱いは、本条に定めるもののほか、「nishikawaID・nishikawa アプリ利用規約」(<https://nishikawa1566.com/nishikawaid/kiyaku/>)が適用されるものとします。

## 第2章 レンタルサービス

### 第6条(商品のレンタル)

1. 有料会員は、別途当社が定める手続に従い、当社所定の商品をレンタルすることができます。ただし、在庫がない商品についてはレンタルすることはできません。
2. 有料会員がレンタルすることができる商品(以下「レンタル商品」といいます。)は、マットレス又は羽毛掛け布団です。
3. レンタル商品は、同一のコース(第7条1項及び第8条1項に定める各コースをいいます。)を継続する限り、同一商品のレンタルを継続するものとします。
4. 当社は、有料会員によるレンタルサービス(お試しコース(第7条1項3号に定めるコースをいいます。))を除きます。)の申込後、当社ウェブサイト上から確認できるレンタル商品の配送状況が「発送準備中」のときは、申込の取り消しを受け付けていますが、レンタル商品の配送状況が「発送処理中」又は「発送済」のときは、申込の取り消しを受け付けておりません。そのため、レンタル商品の配送状況が「発送処理中」又は「発送済」となった場合、並びに、レンタル商品の引き渡し完了後において、有料会員が、契約期間の終了前に、レンタルサービスを終了させることを希望する場合、第15条2項の定めに従い、当社に対して中途解約申請を行うとともに、同項に記載の中途解約料を当社に支払うものとします。

### 第7条(マットレスのレンタル)

1. マットレスのレンタルは、当社所定のマットレスの型式毎に、次の各号に定めるコースがあります。
  - (1) 新品コース(マットレス) レンタル開始時点において新品のマットレスを、契約期間を2年間としてレンタルするコース
  - (2) お手頃コース レンタル開始時点においてリユース品(原則として、本項各号の

コースで利用された商品を再利用したものとなりますが、新品や未使用品となる場合があります。(以下同じです。)のマットレスを、契約期間を 2 年間としてレンタルするコース

(3) お試しコース レンタル開始時点においてリユース品のマットレスを、契約期間を 14 日間としてレンタルするコース

2. 有料会員は、お試しコースについて、当社所定のマットレスの型式毎に 1 回のみ利用することができます。
3. 有料会員は、お試しコースの契約期間の終了前に、当社ウェブサイト上から、レンタルしているマットレスを引き続きお手頃コースで利用する旨の操作を行った場合、又は、当社ウェブサイト上から契約を終了する旨の操作をせずにお試しコースの契約期間が終了した場合は、お試しコースの契約期間の終了後、お手頃コースに移行するものとし、お手頃コースの契約条件に従い、利用料金を当社に支払うものとし、この場合、移行後のお手頃コースの契約期間は、お試しコースの契約期間の終了日の翌日を起算日として 2 年間となります。
4. 前項に定める場合を除き、レンタルサービスの契約期間は、レンタル商品の発送日(有料会員が同時に複数のレンタル商品の申込をした場合には、当該申込に係る最初のレンタル商品が発送された日を指すものとし、第 8 条 2 項について同じです。)の翌日を起算日とします。
5. 新品コース(マットレス)及びお手頃コースについては、契約期間の終了日の前日までに、有料会員が、当社ウェブサイト上から契約期間の終了日後の利用継続の有無等について何らかの選択をしない場合には、当社が第 23 条に基づき有料会員の ID の削除(退会)又はレンタルサービスに係るサービス利用契約の解除をしない限り、契約期間は 1 ヶ月間自動的に延長するものとし、同時にサービス利用契約は、1 ヶ月ごとに自動的に更新されるものとし、なお、延長後の利用料金は、当社が別途指定するものに従うものとし、

#### 第 8 条(羽毛掛け布団のレンタル)

1. 羽毛掛け布団のレンタルは、レンタルの開始時点において新品の羽毛掛け布団を、契約期間を 3 年間としてレンタルするコース(以下「新品コース(羽毛掛け布団)」といいます。)があります。
2. 新品コース(羽毛掛け布団)の契約期間は、レンタル商品の発送日の翌日を起算日とします。
3. 前条 5 項は、新品コース(羽毛掛け布団)の利用について準用します。

#### 第 9 条(レンタル商品の配送及び引き渡し)

1. 有料会員は、配送希望日時を指定することができます。ただし、日時指定は、申込が集

中した場合や交通事情・その他配達業者の配送事情により、ご希望の日時に配送できない場合があります。当社は、配送希望日時通りにレンタル商品を配送することを保証するものではありません。有料会員は、このことをあらかじめ了承したうえで、配送希望日時の指定をするものとします。

2. 当社は、有料会員が配送希望日時を指定しない場合、通常、申込日から 5-6 日でお届けいたします。なお、年末年始など、時期によっては、お届けまでに日数がかかる場合があります。
3. 有料会員が申し込んだ商品が、申込時に指定された配送先に配送されたことをもって、レンタル商品の引き渡しは完了したものとします。
4. 有料会員は、レンタル商品の引き渡しを受けた後、当該レンタル商品のシリアルナンバーと、当社ウェブサイト上から確認できるレンタル商品のシリアルナンバーとが合致しているかを確認するものとします。確認した結果、シリアルナンバーが合致していない場合には、速やかに当社に連絡するものとします。
5. 長期不在、受取辞退、住所不明その他の有料会員の都合により、レンタル商品が、申込時に指定された配送先に配送されず、発送元へ返送された場合は、有料会員のレンタルサービスに係る申込は取り消されたものとみなします。
6. 前項の場合、有料会員は、当社に対し、発送元から配送先の往復の運賃及び梱包資材相当額(次項において「運賃等」といいます。))について、有料会員が支払い済みの料金に係る当社からの返金と相殺する方法により支払うものとします。
7. 前項の支払いについて、運賃等が返金額を上回っている場合には、有料会員は、当社に対し、当社の指定する方法により、その差額を支払うものとします。また、返金額が運賃等を上回っている場合には、当社は、有料会員に対し、カード会社を通じてその差額を返金します。
8. 本条 5 項の場合、同項の定める有料会員による再度の申込をお断りさせていただく場合があります。
9. 当社は、以下の各号に定める配送除外エリアへのレンタル商品の配送はお受けできません。
  - (1) 日本国外
  - (2) 沖縄県全域
  - (3) その他、佐川急便株式会社が中継料金の加算対象と定める地域(一部離島・山間部など同社が配達に中継業務を必要とする地域)

#### 第 10 条(レンタル商品の交換)

1. 当社は、レンタル商品について、本規約に特段の定めのない限り、有料会員の都合による返品や交換はお受けできません。
2. レンタル商品の破損、商品違いそのほか、当社の不手際により不備が発生した場合は、

レンタル商品を交換するものとします。

3. 前項に基づく、レンタル商品の交換依頼は、商品到着から 8 日以内に、当社のウェブサイト上の問合せフォームから連絡するものとし、当社は、当該連絡があった場合は交換の手順を通知するものとします。
4. 以下の各号に該当するレンタル商品の交換はお受けできません。
  - (1) 商品到着から 8 日間を過ぎている商品
  - (2) 使用済みの商品。なお、以下については、使用済みとみなします。
    - 新品コースのレンタル商品について、開封しただけでは発生し得ない消耗やダメージがある場合
    - 新品コースのレンタル商品について、香水やたばこなどのニオイ、ファンデーションなどの化粧汚れが付着している場合
  - (3) 商品本体、又は内容物が破損、又は欠損している商品(ただし、発送時からの不備によるものを除く。)

#### 第 11 条(レンタル商品の所有権)

レンタル商品の所有権は、サービス利用契約に係る、すべての契約期間中で、当社に帰属するものとします。ただし、第 13 条 2 項又は同条 3 項に基づき、当社が別途指定した場合は、この限りではありません。

#### 第 12 条(レンタル商品の返却)

1. 有料会員は、レンタルサービスに係る契約期間の終了後、契約を解約する場合には、第 15 条 1 項に基づく解約申請を行ったうえで、当社の指定する場所へ、当社の指定する方法により、レンタル商品を返却するものとします。解約申請を行った後、次の各号に定めるコースに応じて、当該各号が定める期限までに、有料会員が指定する日(以下「返却日」といいます。なお、有料会員が指定しない場合には、最短の集荷日が返却日となります。)に、当社の指定する運送会社がレンタル商品を集荷します。当該運送会社の従業員にレンタル商品を引き渡した時点で、レンタル商品を返却したものとします。なお、返却日が、各コースの契約期間の末日(以下「契約終了日」といいます。)より前であっても、当該返却日から契約終了日までの利用料金は返金されません。
  - (1) 新品コース(マットレス)、お手頃コース又は新品コース(羽毛掛け布団)については、契約終了日から 14 日後を返却期限とします。
  - (2) お試しコースについては、契約終了日から 7 日後を返却期限とします。
2. 有料会員が、当社の指定する方法によらずにレンタル商品を返却した結果、当社に追加の費用や損害が発生した場合、有料会員は、当該費用や損害を賠償するものとします。また、有料会員の都合により、前項の集荷ができなかった場合、有料会員は、第 15 条 5 項各号に定める延滞料を支払うものとします。

3. 有料会員は、複数のレンタル商品をレンタルしている場合、返却するレンタル商品のシリアルナンバーを確認して返却するものとします。異なるレンタル商品を返却した場合には、当社は、有料会員に対し、当該異なるレンタル商品を返送する場合があります。この場合、有料会員は、当社に対し、当該異なるレンタル商品に係る往復の運賃及び梱包資材相当額を支払うとともに、返却すべきシリアルナンバーのレンタル商品を返却するものとします。
4. 有料会員は、レンタル商品を返却する際には、当社ウェブサイト上で手続を行うものとし、以下の各号に定める事項をしてはなりません。
  - (1) 当社が用意した梱包資材とは異なる梱包資材を使用して返却すること
  - (2) 当社が指定する以外の配送業者に集荷依頼をすること
  - (3) 当社が用意した送り状以外のものを用いて商品を配送業者に引渡すこと
  - (4) 返却対象ではないものを返却すること
  - (5) 当社ウェブサイト上で返却手続をせずに返却すること

#### 第 13 条(補償及び弁償)

1. 有料会員が、レンタル商品を汚損・破損した場合や、レンタル商品を返却せずに、第 12 条 1 項各号に定める返却期限を超えた場合(紛失等を含む。)、当社は、有料会員に対し、相当な価格について、補償又は弁償を求めることができますものものとします。
2. レンタル商品の汚損・破損の状態に鑑み、当社が、レンタル商品の返却をお受けできないものと判断した場合、有料会員は、自らの費用と責任において、レンタル商品を処分するものとします。この場合、当社が別途指定した時点において、レンタル商品に係る所有権は、当社から有料会員に移転するものとします。
3. 前項の規定は、有料会員が、紛失等を理由として、レンタル商品を返却しない場合において、準用します。

#### 第 14 条(私物などの混入)

1. 有料会員がレンタル商品を当社に返却するときは、レンタル商品以外の物(以下「私物等」といいます。)を混入しないよう、十分に注意するものとします。
2. 当社は、レンタル商品の返却時に私物等が同梱されていた場合には、理由の如何を問わずに廃棄・処分することができるものとします。
3. 前項の私物等が有料会員の物であると第三者の物であるとを問わず、前項に基づく廃棄・処分行為の責任及び費用は有料会員が負うものとします。

#### 第 15 条(レンタルサービスの解約)

1. 有料会員は、レンタルサービスの契約終了日をもって契約を終了させる場合には、新品コース(マットレス)、お手頃コース又は新品コース(羽毛掛け布団)については契約



終了日の 1 ヶ月前から契約終了日の前日までの間に、お試しコースについては商品発送日の翌日から契約終了日までの間に、当社ウェブサイト上から、解約申請を行うものとしてします。

2. 有料会員が、当社ウェブサイト上から確認できるレンタル商品の配送状況が「発送処理中」となった時点以降において、契約終了日より前に、新品コース(マットレス)、お手頃コース又は新品コース(羽毛掛け布団)のレンタルサービスを終了させること(以下「中途解約」といいます。)を希望する場合、当社ウェブサイト上から、中途解約申請を行うものとしてします。この場合、レンタルサービスは、中途解約申請後、次に訪れる利用料金の決済日の前日をもって終了し、さらに、有料会員は、「(契約月数－支払済月数)×月々の支払額×70%」の中途解約料を、当社に支払うものとしてします。

#### [計算例]

契約期間 24 ヶ月の月々1,650 円(税抜価格 1,500 円・消費税 150 円)のコースを契約し、既に 10 ヶ月分の利用料金を支払い済みの時点で中途解約をすると仮定したときの中途解約料は、

$$(24 - 10) \times 1,650 \times 70\% = 16,170 \text{ 円(税込)}$$

となります。

3. 前項の定めにかかわらず、第 7 条 3 項に基づき、お試しコースの契約期間の終了前に、当社ウェブサイトから契約を終了する旨の操作をせずにお試しコースの契約期間が終了し、お手頃コースに移行した場合であって、同項の定めるお試しコースの契約期間の終了日から 20 日以内に、お手頃コースに係る契約の解約申請を当社のウェブサイト上の問合せフォーム又は SleepCharge お客様担当までメールにより行い、当該解約申請を当社が承諾した場合には、有料会員は、本条 2 項に定める中途解約料を支払うことを要しないものとしてします。なお、システム処理上の理由等により、本条 2 項に定める中途解約料が請求される場合がありますが、この場合は、カード会社を通じて当該中途解約料相当額を返金します。
4. 有料会員は、新品コース(羽毛掛け布団)でレンタルしている羽毛掛け布団につき、クリーニングサービスを利用している場合には、当該サービスが終了して、当該羽毛掛け布団が有料会員に発送された後でなければ、本条 1 項に基づく解約申請又は本条 2 項に基づく中途解約申請(以下総称して「解約申請等」といいます。)を行うことはできません。
5. 有料会員は、レンタルサービスについて解約申請等をした場合、第 12 条 1 項各号に定める返却期限までに、レンタル商品を、当社に対して全て返却するものとしてします。有料会員が、当該期限を超えて、レンタル商品を使用し続ける場合、次の各号に定めるコースに応じて、当該各号が定める延滞料を支払うものとしてします。

(1) 新品コース(マットレス)、お手頃コース又は新品コース(羽毛掛け布団)につい

ては、1 日当たり、解約申請等を行った時点の月額利用料を 30 で除した金額  
(小数点以下切上げ)

- (2) お試しコースについては、1 日当たり、当該コースの対象としたマットレスの型  
式に係る、お手頃コースの月額利用料を 30 で除した金額(小数点以下切上げ)

#### 第 16 条(契約期間終了時期における新たなコースの契約)

1. 有料会員は、新品コース(マットレス)、お手頃コース又は新品コース(羽毛掛け布団)に  
ついて、契約終了日より 1 ヶ月前から、新たに契約するコースを申出ることができます。  
ただし、新品コース(羽毛掛け布団)でレンタルしている羽毛掛け布団につき、クリーニ  
ングサービスを利用している場合には、当該サービスが終了して、当該羽毛掛け布団  
が有料会員に発送された後でなければ、この申出を行うことはできません。
2. 有料会員が前項の申出を行った場合、新たなコースのレンタル商品は、新たなコース  
のレンタル商品の発送日の翌日を起算日として、新料金が適用されるものとします。
3. 本条 1 項の申出を行う場合、有料会員は、従前のコースに係るレンタル商品の集荷の  
日時(従前のコースの契約終了日前を含みます。)を指定するものとします。なお、当該  
指定した日時が、従前のコースの契約終了日より前であっても、当該指定した日から  
契約終了日までの利用料金は返金されません。

### 第 3 章 購入及び買取り

#### 第 17 条(マットレスの購入)

1. 有料会員は、お試しコースの契約期間に限り、新品のマットレスを購入することができ  
ます。ただし、在庫がないマットレスについては購入することはできません。
2. 有料会員が前項に基づき新品のマットレスの購入を希望する場合、当該有料会員は、  
当社ウェブサイト上から当該マットレスの購入を申し込むものとします。なお、当該マッ  
トレスの購入と併せて、当社が別途定める商品を購入することができます。ただし、在  
庫がないマットレスについては購入することはできません。
3. 前項のマットレスの所有権は、当該マットレスの引き渡し完了した時点で当社から利  
用者に移転するものとします。
4. 本条 1 項に基づき購入したマットレスの交換については、第 10 条を準用するものとし  
ます。
5. 前各項に定めるもののほか、本条 1 項に基づくマットレスの購入については、当社が別  
途定める案内をご確認ください。

#### 第 18 条(マットレスの買取り)

1. 有料会員は、新品コース(マットレス)を利用する場合に限り、有料会員がレンタルして

いるマットレスを購入することができます。以下、本項及び次条に基づく購入を「買取り」といいます。

2. 有料会員が前項に基づきマットレスの買取りを希望する場合、当該有料会員は当社ウェブサイト上から当該マットレスの買取りを申し込むものとします。
3. 前項の申込をした有料会員は、次の各号に定める場合に応じて、当該各号に定める金額を、買取代金として、当社に支払うものとします。
  - (1) 有料会員が、新品コース(マットレス)に係る契約終了日より1ヶ月前以降に、前項の申込を行う場合には、レンタル商品の対象であるマットレスの通常販売価格の10%に相当する金額
  - (2) 有料会員が、新品コース(マットレス)に係る契約終了日より1ヶ月前の前日以前に、中途解約を行ったうえで、前項の申込を行う場合には、前号の金額に、当該中途解約に伴う中途解約料(第15条2項により算出される中途解約料)及び当該新品コース(マットレス)について、「(契約月数-支払済月数)×月々の支払額×30%」に相当する金額を加算した金額
4. 本条2項のマットレスの所有権は、有料会員が当社に前項の代金を支払ったときに移転するものとします。
5. 前各項に定めるもののほか、本条1項に基づくマットレスの買取りについては、当社が別途定める案内をご確認ください。

#### 第19条(羽毛掛け布団の買取り)

有料会員は、新品コース(羽毛掛け布団)を利用される場合に限り、有料会員がレンタルしている羽毛掛け布団を購入することができます。当該買取りについては、前条を準用するものとします。

### 第4章 クリーニングサービス

#### 第20条(クリーニングサービスの条件)

1. 有料会員は、当社が別途定める基準に適合する掛け布団について、クリーニングサービスを受けられます。
2. クリーニングサービスに係る受付は、当社ウェブサイト上から手続をするものとします。ただし、有料会員は、以下の各号に同意するものとします。
  - (1) クリーニングの対象が、レンタルサービスによりレンタルした羽毛掛け布団である場合、第16条1項に基づく新たなコースの申出を行って以降の、従前のコースのレンタル商品に関するクリーニングサービスに係る受付は認められないこと
  - (2) 有料会員が第9条9項に定める配送除外エリアに居住している場合、又は、配

送除外エリアへの引越しを行った場合、クリーニングサービスは受けられないこと

3. 有料会員は、以下の各号に相当する掛け布団(当該掛け布団の一部のみが各号に定める事由に該当するものを含む。)はクリーニングサービスを受けられないことをあらかじめ承諾するものとします。なお、第8条1項に基づきレンタルしている羽毛掛け布団についてクリーニングサービスを受けようとする場合でも同様であり、この場合であっても、当該レンタルに係る利用料金につき、減額はありませぬ。
  - (1) 濡れている、乾いていないもの(輸送中にカビ、においが付く恐れがあるもの)
  - (2) 汚れ、ニオイがあまりにも酷いもの
  - (3) 汚物、嘔吐物、体液が付着したままのもの
  - (4) ペットが使用したもの、毛がついたままのもの
  - (5) 穴や傷や破れのあるもの
  - (6) カビが付着したもの
  - (7) ふとんがわに緞子や綸子を使用したもの
  - (8) ふとんがわや詰めものに絹(シルク)素材を使用したもの
  - (9) 圧着キルトで仕立てたもの
  - (10) 布団発送用バッグに入りきらないもの
  - (11) 上記各号以外で提携工場がクリーニング不可能と判断したもの
4. 有料会員がクリーニングサービスを依頼し、集荷された掛け布団が前項で定める掛け布団に該当する場合、当該掛け布団はクリーニングサービスの対象とはならず、有料会員に返送することとなり受領した利用料金は返金いたします。この場合、有料会員は、往復の運賃及び梱包資材相当額の合計金額として、当該掛け布団一枚につき6,600円の手数料を支払うものとします。
5. 前項の手数料について、有料会員は、前項の利用料金の返金と相殺する方法により支払うものとします。なお、前項に定める手数料が返金額を上回っている場合には、有料会員は、当社に対し、当社の指定する方法により、その差額を支払うものとします。また、返金額が手数料を上回っている場合には、当社は、有料会員に対し、カード会社を通じてその差額を返金します。
6. 有料会員は、当社ウェブサイト上から、依頼品の集荷日、及び、クリーニングが完了した掛け布団(以下「仕上がり品」といいます。)の配送日を当該集荷日から21日後から34日後までの間で指定するものとします。ただし、有料オプションサービス(保管サービス)を利用した場合は、依頼品の集荷日から21日後から5ヶ月後までの間を配送日として指定することができます。なお、有料会員の都合により、集荷日に依頼品の集荷ができなかった場合、有料会員が指定した配送日に配送ができない場合がありますが、これによって発生する有料会員の損害について当社は責任を負いません。
7. 有料会員は、仕上がり品を受領したとき、カビやシミ等の瑕疵(以下、単に「瑕疵」とい

います。)の有無につき、直ちに確認するものとします。また、クリーニングの対象が、レンタルサービスによりレンタルした羽毛掛け布団である場合には、仕上がり品のシリアルナンバーが、利用中のシリアルナンバーと一致することを確認するものとします。

8. 仕上がり品に瑕疵があった場合又はクリーニングを依頼したものと異なるものが発見された場合、有料会員は、仕上がり品の受領後 3 日以内に当社にこれを通知するものとします。仕上がり品の受領後 3 日を超えて、仕上がり品の瑕疵の通知があった場合、当該瑕疵は、仕上がり品の受領後に生じたものであるとみなし、当社にて一切の責任は負いかねます。
9. 有料会員は、本条 7 項に係るシリアルナンバーの確認を怠り、仕上がり品の受領後 3 日を経過した後に、シリアルナンバーの間違いを発見した場合は、直ちに、当社に通知するものとします。もっとも、当社は、有料会員が、本条 7 項に係るシリアルナンバーの確認を怠った事由により被ったいかなる損害についても、賠償責任を負うものではありません。
10. クリーニングサービスに利用できるクーポン等(クリーニングサービスの対価に充てることができるものを含みます。以下同じです。)が発行されている場合であっても、当社の委託先のサービス停止等やむを得ない理由により、当該クーポン等が、一時的に、又は、恒常的に利用できなくなる場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。なお、新品コース(マットレス)の申込をした時点で、クーポン等が発行された場合であっても、有料会員が、当該新品コース(マットレス)の申込を取り消した場合には、当該クーポン等の利用を禁止いたします。この場合に、有料会員が、当該クーポン等を利用したときは、当社は、有料会員に対して、当該クーポン等の利用分相当額について、別途請求する場合があります。
11. クリーニングサービスに係る業務について、当社は、宅配クリーニング「洗宅倉庫」を運営するプロシスタ株式会社に委託します。
12. クリーニングサービスに関して、本条に記載のない部分については、別途プロシスタ株式会社が定める「洗宅倉庫」の利用規約(<https://sentakusouko.jp/rule/>)を準用するものとします。

## 第 5 章 一般規定

### 第 21 条(利用料金等及び支払方法)

1. 有料会員は、本サービスの利用の対価である当社ウェブサイト上に表示する利用料金等、又は第 15 条 2 項に定める中途解約料その他の有料会員による当社に対する支払いを、特段の定めのない限り、有料会員が登録したクレジットカードで決済する方法(ただし、支払方法は追加、削除又は変更される場合があります。)により、当社に支払うものとします。

2. 本条 1 項の利用料金等又は中途解約料は、次の各号に定める場合に依じて、当該各号が定める日(新品コース(マットレス)、お手頃コース、新品コース(羽毛掛け布団)については、当該各号が定める日を初回として、以降、各月において当該各号が定める日に相当する日(ただし、相当する日がない月は、当該相当する日がない月の末日とします。))に請求されます(ただし、システム処理上の理由等により、請求日が翌日以降となる場合があります。)。なお、クレジットカードの引落とし日は、ご利用のクレジットカードの契約内容により異なります。

(1) 新品コース(マットレス)、お手頃コース(本項 2 号に定める場合を除きます。)、お試しコースもしくは新品コース(羽毛掛け布団)を契約する場合、又は第 17 条 1 項に基づきマットレスを購入する場合については、当該各コース、又は当該マットレスの購入に係る利用料金等は、レンタル商品、又は購入したマットレスの発送日(有料会員が同時に複数のレンタル商品又はマットレスの購入を申し込んだ場合には、当該申込にかかる最初のレンタル商品又はマットレスが発送された日を指すものとします。)に請求されます。

(2) 第 7 条 3 項に基づき、お試しコースの契約期間の終了後、お手頃コースに移行する場合については、当該お手頃コースの利用料金等は、当該お試しコースの契約終了日の翌日に請求されます。

(3) 第 18 条に基づくマットレスの買取りもしくは第 19 条に基づく羽毛掛け布団の買取り、又はクリーニングサービスを契約する場合については、当該各買取り又は当該サービスの利用料金等は、当該各買取り又は当該サービスの契約成立日に請求されます。

(4) 第 15 条 2 項に定める中途解約料については、中途解約日に請求されます。

3. 有料会員は、選択したコースに含まれる本サービスの一部を利用しなくても、本条 1 項に係る債務を免れるものではありません。

4. 有料会員は、レンタル商品の紛失・盗難を理由に、本条 1 項に係る債務を免れるものではありません。

5. 有料会員が本サービスの利用料金の支払を遅滞した場合、有料会員は、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第 22 条(禁止行為)

有料会員は、本サービスの利用にあたり、当社が別途認める場合を除き、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。

1. レンタル商品の意図的な破損、汚損、紛失、又はそれらに類する行為
2. レンタル商品について、当社が合理的な対応をしても、再使用可能な状態にすることが困難となる方法(香水、芳香剤、たばこ、ペット等によるものと思われる極度のニオイの付着、又は過度にペットの毛が付着する等を含みます。)で使用する行為(ただし、経

年劣化による場合はこの限りではありません。)

3. レンタル商品の譲渡、転貸、質入れ、担保権設定その他一切の処分行為
4. レンタル商品以外を当社に返却する行為又はこれを試みる行為
5. 第 20 条 10 項に定めるクーポン等を第三者に利用(貸与、譲渡、名義変更又は売買を含みます。)させる行為
6. 当社その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
7. 本規約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
8. 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
9. その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第 23 条(規約違反の場合の措置等)

1. 当社は、有料会員が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく(ただし、法令上事前の通知を要する場合はこの限りではありません。)、当該有料会員に対し、有料サービスの利用の一時停止もしくは制限、ID の削除(退会)又は有料サービス利用契約の解除等の措置(以下「利用停止等」といいます。)を講じることができるものとします。
  - (1) 有料会員が本サービス上の取引によって生じた債務の支払いを怠った場合
  - (2) 本規約の各条項に違反した場合
  - (3) 当社に提供された有料会員の登録情報に虚偽の事実があった場合
  - (4) 支払において、有料会員指定のクレジットカード会社の判断により、決済が行われなかった場合
  - (5) 利用者の支払い能力が危うくなったと認めうる事情が判明した場合
  - (6) 商品が品切れとなり、容易にお届けできない場合
  - (7) 届先不明・長期不在などで商品のお届けができない場合
  - (8) 本サービスの利用に関して、有料会員が不正行為又は不適切な行為を行った場合
  - (9) 有料会員が第三者になりすまして本サービスを利用していた場合(第三者には親族(生計を一にするかを問いません。)を含みます。)
  - (10) 有料会員が nishikawaID の会員資格を喪失した場合
  - (11) 本サービスの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合
  - (12) 有料会員が死亡した場合
  - (13) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
2. 有料会員は、当社が前項に基づき、本規約を解除した場合には、第 15 条第 2 項の中途解約料の算定方法に準じた解約料を、当社に支払うものとします。
3. 有料会員は、利用停止等の後も、当社及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務(損害賠償債務を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。

ありません。

4. 当社は、有料会員の ID の削除(退会)後も、当該有料会員に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
5. 当社は、有料会員が本条 1 項各号に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合には、有料会員に対し、違反行為の中止等を求めることがあり、有料会員は、当社が定める期間内に当該求めに応じるものとします。
6. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、有料会員に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
  - (5) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

#### 第 24 条(サービス利用契約の解約)

1. 本サービスを解約した有料会員は、解約により契約が終了する日の翌日から本サービスを利用することができなくなります。理由の如何を問わず、有料会員が本サービスを利用する権利を失った場合、有料会員は、本サービスの利用に伴い蓄積された情報を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 有料会員は、本サービス解約後も、当社及び第三者に対する本サービス利用契約上の一切の義務及び債務(損害賠償を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。また、解約時に当社に対する債務が残存している場合、有料会員は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払わなければなりません。
3. 当社は、有料会員が本サービスを解約した後も、当該有料会員に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
4. 本サービス解約後、有料会員が再度本サービスの利用を希望する場合には、あらかじめ本サービスの有料会員登録を行う必要があります。

#### 第 25 条(本サービスの変更・中断・終了等)

1. 当社は、当社が別途定める場合を除き、有料会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することが



できるものとし、当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、メールで有料会員にその旨を通知します。ただし、緊急の場合は有料会員への通知を行わない場合があります。

3. 当社は、以下の各号の事由が生じた場合には、有料会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとし、
  - (1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - (3) 有料会員のセキュリティを確保する必要がある場合
  - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (5) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
  - (7) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
  - (8) 有料会員が引っ越し等の理由により住所が変わり、第 9 条 9 項に定める配送除外エリアとなった場合
  - (9) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
4. 当社は、本条の定めにより、本サービスの変更、中断、終了した場合に有料会員が受ける損害について一切の責任を負わないものとし、

#### 第 26 条(損害賠償)

1. 有料会員が、本規約に違反し又は本サービスの利用により、当社又は当社の委託先に対し損害を与えた場合、有料会員は当該損害を賠償するものとし、
2. 当社の債務不履行又は不法行為によって有料会員に損害が発生した場合は、当社は、当該債務不履行又は不法行為によって直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、有料会員が、過去 12 ヶ月間に当社に支払った利用料金の総額を上限として、賠償する責任を負うものとし、ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、相当因果関係のある損害を賠償する責任を負うものとし、
3. 有料会員が、本サービスの利用により第三者に対して損害を生じさせた場合には、自己の責任と費用負担において処理解決するものとし、

#### 第 27 条(保証の否認及び免責)

1. 当社は、本サービス又は本サービスを利用して有料会員がレンタル等する商品が、有料会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有することについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスに関して有料会員が被った損害(当社、その代表者又はその使用す

る者の故意又は重大な過失によるものは除く。)につき、有料会員が当社に対価を支払っている場合には、本サービスに関して過去 12 ヶ月間に有料会員が当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービスに関する申込みその他の情報通信を用いるやり取りが、全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、有料会員はあらかじめ了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
4. 本サービスにおいて有料会員にお送りするレンタル商品には、個人の体格によって、使い心地の異なるものがあります。ウェブサイト上で選択の目安を記載しておりますが、すべての有料会員の満足を保証するものではないことにつき、あらかじめご了承ください。
5. 各コースに含まれるレンタル商品は在庫状況等に照らし、カラー、サイズ、その他の一定の条件の商品のレンタル等を一時的に停止し、又は中止することがあります。
6. 配送業務を取り扱う第三者の故意又は過失に基づくレンタル商品又はクリーニングの対象とした掛け布団の遅配、誤配、未達、外装の汚損、破損について、有料会員が損害を受けた場合、当社は賠償の責任を負いません。
7. 本サービスに関連して有料会員と他の有料会員又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、有料会員が自己の責任によって解決するものとします。

#### 第 28 条(サービス利用契約上の地位の譲渡等)

1. 有料会員は、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに有料会員の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、有料会員は、係る譲渡につき本項において、あらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第 29 条(知的財産権)

本サービスに関する知的財産権は全て当社(又は当社にライセンスの許諾をする者)に帰属し

ており、本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関する当社(又は当社にライセンスの許諾をする者)による当該知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

#### 第 30 条(連絡及び通知)

1. 有料会員から当社に対する本サービスに関する問い合わせその他の連絡又は通知、及び当社から有料会員に対する本規約の変更に関する通知その他の連絡又は通知は、メールその他の手段で行うものとします。
2. 当社が、有料会員が nishikawaID を取得した際の登録情報に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合には、有料会員は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

#### 第 31 条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

【2021年7月20日制定】

【2022年2月8日改定】

【2023年7月26日改定】

【2023年12月19日改定】